

2013年（平成25年）12月5日

## 金融円滑化法終了への対応策としての特定調停スキーム利用の手引き

日本弁護士連合会

この手引きは、「中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（以下「金融円滑化法」といいます。）が終了したことへの対応策の一つとして、簡易裁判所の特定調停制度を活用したスキーム（以下「本特定調停スキーム」といいます。）を円滑に運用するため、その対象、手続等を明確にするものです。

なお、金融円滑化法が終了したことに伴う対応策の全体像等については、別紙参考1「中小企業・小規模事業者に対する事業再生・経営改善支援のイメージ」及び別紙参考2「円滑化法終了対応策の全体像と特定調停スキームの位置付け」を参照してください。

### 1 目的

本特定調停スキームは、金融円滑化法が平成25年3月末に終了したことにより資金繰りに窮するなどして経営困難な状況に陥り、本格的な再生処理が必要となる中小企業のうち、比較的小規模な企業の再生を支援することを目的とします。

### 2 相談対応

中小企業から事業の再生に関する相談を受けた弁護士は、概ね以下に掲げる事項を聴取・確認し、関係資料の提供を受けます。

- 企業の概要
- 当面の資金繰りの状況  
特に、現金預金の現状、手形・小切手の支払予定、取引先・金融機関への支払予定、売掛金等の入金予定等
- 租税・公課の滞納状況等
- 直近3年間の財務状況  
資料：財務諸表、資金繰り表、税務申告書等
- 株主、債権債務関係の状況  
取引金融機関、一般取引先等
- 事業形態、構造

#### 主要取引先等

- 企業の体制，人材等の経営資源
- 現状に至った経緯
- 改善に向けたこれまでの努力及びその結果
- 取引金融機関との関係
- 再生に向けて活用できる会社の資源
- 再生に向けた要望，社内体制の準備の可能性

### 3 経営改善への支援 —受任弁護士の当面の責務—

当該中小企業が資金繰りに窮するなどして経営困難な状況に陥り，本格的な再生処理が必要である場合は，受任弁護士は当該中小企業の経営改善を積極的に支援し，必要に応じて金融機関と交渉してリスケジュールを取り付けるなどして，後述の特定調停申立ての前の段階に，最低でも約定金利以上は支払えるように経営状況を改善するように努めるものとします。

### 4 本特定調停スキームの対象とすべき案件

概ね，以下のいずれの要件をも満たす案件が対象となると想定されます。

#### (1) 債務者の事業規模

概ね，年間売上（年商）20億円以下，負債総額10億円以下の企業。

※ 債務者の事業規模のイメージについては別紙参考3「経営改善・事業再生支援の担い手」，別紙参考4「補完の支援スキームとしての「特定調停スキーム」を参照してください。

※ なお，債務者の事業規模と再生手法の選択については，以下の表を参考にしてください。この表はあくまで目安ですので，この点ご留意下さい。

負債総額	年間売上	主な私的再生手法	主な法的再生手法
50億円以上	100億円以上	・事業再生ADR ・地域経済活性化支援機構 ・私的整理ガイドライン	・会社更生手続 ・民事再生手続
10億円～50億円	20億円～100億円	・中小企業再生支援協議会 ・地域経済活性化支援機構	・民事再生手続
1億円～10億円	3億円～20億円	・中小企業再生支援協議会 ・ <u>本特定調停スキーム</u>	・民事再生手続
1億円以下	3億円以下	・ <u>本特定調停スキーム</u>	・民事再生手続

## (2) 内容

次のアないしエのいずれにも該当するものであること

ア 最低でも約定金利以上は継続して支払える程度の収益力を確保していること

イ 法的再生手続（民事再生など）が相応しい場合でないこと

即ち、次のいずれにも該当しない場合であること

- ① 手形不渡りが出ることで予想されること
- ② 個別の債権回収行為を防ぐ必要があること
- ③ 金融機関間の意見・利害の調整が不可能又は著しく困難であること
- ④ 否認権行使や役員の実任追及などの問題があること

ウ 一般的に、私的再生手続が相応しいと考えられる場合であること

即ち、次のいずれにも該当する場合であること

- ① 債務者の事業に収益性や将来性があるなど事業価値があり、関係者の支援により再生の可能性があること
- ② 過剰な債務が主な原因となって経営困難な状況に陥っており、自力による再生が困難であること
- ③ 法的再生を申し立てることにより当該債務者の信用力が低下し、事業価値が著しく毀損するなど、再生に支障が生じるおそれがあること
- ④ 法的再生の手続によるよりも多い回収を得られる見込みがあるなど、金融機関にとっても経済合理性があること
- ⑤ 経営改善計画案に対する金融機関の同意が見込まれること

エ 次のいずれかの場合に該当すること

- ① 経営改善計画案の内容として、既存債務につき、金融機関による全部若しくは一部の免除、弁済期限や利息の変更（リスケジュール）、又は、資本金借入金への変換（DDS）が必要と予想されるものであること
- ② 債務者が信用保証協会による保証付融資を利用しており、経営改善計画案の内容として、その求償権放棄が必要と予想されるものであること
- ③ その他、経営改善計画案に対する金融機関の同意を得るために特定調停手続が必要と見込まれること

## 5 手続

※ 本特定調停スキームの流れについては別紙参考5「特定調停スキームの流れ」を、本特定調停スキームのスケジュール感については別紙参考6「特定調停スケジュール例」を、それぞれ参照してください。

## (1) 事前準備

弁護士が税理士・公認会計士等と協力し、調停申立て前に、財務・事業に関するDDを実施するなどして経営改善計画案を策定し、金融機関と調整して、同意の見込みを得る必要があります。同意を得る見込みのない事案については、本特定調停スキームにはなじまないことから、他の私的整理手続や法的再生手続を検討することが必要です。

経営改善計画案について各金融機関からの同意の見込みを得る手順は事案により異なると思われませんが、一般的には、次のような手順で進められるものと考えられます。

- ① 債務者から受任の後、経営改善計画案策定のため、税理士、公認会計士などに協力を依頼。
- ② メインバンクへの現状と方針説明、再生への協力・リスケジュール（元本弁済の据置き等）の要請。
- ③ それ以外の金融機関、信用保証協会等への現状と方針説明、再生への協力・リスケジュールの要請。

※ 必要に応じて全金融機関を集めたバンクミーティングの開催。

- ④ 弁護士、税理士、公認会計士等による経営改善計画案と清算貸借対照表の作成。

※ 経営改善計画案が金融機関による債務免除を内容とする場合には、債務者に対する債務免除益課税、債権者に対する貸倒損失の計上の点について留意すること。

※ 信用保証協会による求償権放棄を内容とする場合には、信用保証協会による求償権放棄基準への適合性に留意すること。

- ⑤ メインバンクに対する経営改善計画案の提示、説明、意見交換、修正と同意の見込みの取得。

※ 「同意の見込み」とは、概ね、金融機関の支店の取引担当者レベルの同意が得られており、最終決裁権限者（本店債権管理部など）の同意が得られる見込みがあることなどの状況をいいます。また、経営改善計画案に積極的に同意をするわけではないが、敢えて反対もしない（従って、後述の民事調停法17条の決定がなされた場合には異議の申立てをしないと見込まれる）場合も含まれます。

- ⑥ 各金融機関に対する経営改善計画案の提示、説明、意見交換等と同意の見込みの取得。

※ 必要に応じてバンクミーティングの開催。

⑦ 調停条項案の作成，各金融機関に対する特定調停についての説明と調停条項案に対する同意の見込みの取得。

(2) 調停申立て

ア 当事者

申立人：債務者

相手方：金融機関（債権者）。複数でも，1件として申立てが可能。

※ 本特定調停スキームでは，前記のとおり，調停申立前に経営改善計画案について金融機関と調整し，同意の見込みを得ることになっているところから，債権者ごとに進行が区々になる可能性が極めて低いと思われれます。したがって，相手方の数にかかわらず，原則として1件の申立て（したがって，申立書も1通）で足りると考えられます。

※ 信用保証協会の保証付債権がある場合は，信用保証協会を利害関係人として参加させることも可能です。

イ 管轄裁判所

相手方の住所，居所，営業所若しくは事務所の所在地を管轄する簡易裁判所又は当事者が合意で定める簡易裁判所であり，かつ，地方裁判所本庁に併置されるもの。

※ 本来の特定調停の場合，相手方の住所等を管轄する簡易裁判所又は当事者が合意により定める地方裁判所若しくは簡易裁判所が管轄裁判所となります（民事調停法3条参照）。しかしながら，地方裁判所では，一般的に事業規模が大きく，紛争性の高い事件が扱われており，相当額の予納金を納めた上で専門家に対する調査嘱託が行われる場合も少なくありませんので，中規模以下程度の事業者が対象となり，債権者との間の事前調整を前提とする本特定調停スキームでは地方裁判所への申立ては想定していません。また，専門性のある調停委員を速やかに選任してもらう必要があることから，本特定調停スキームを扱う裁判所としては，地方裁判所本庁に併置された簡易裁判所が適切と考えられます。

なお，法定の土地管轄が地方裁判所本庁の併置簡易裁判所にはなく，事前合意がないときであっても，特定調停については広く自庁処理が認められていますので，それを前提として地方裁判所本庁併置の簡易裁判所に申し立てることは可能です（自庁処理するかどうかは，特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律4条に基づき，各裁判体が判断することになります。）。

ウ 提出すべき書類（書式，記載例は，別紙のとおり）。

添付資料等については、債権者に共通のものは、1部で問題ないと考えます。

○ 調停申立書（別紙書式1）

正本は1通、副本は相手方の数。

○ 訴訟委任状

○ 資格証明書（申立人、相手方）

○ 関係権利者一覧表（別紙書式2）

○ 経営改善計画案（別紙書式3）

※ 「経営改善計画概要」欄の「③計画期間・改善目標等」において、特定調停が成立してから概ね3事業年度（特定調停成立年度を含む）を目途として、決算期を考慮しつつモニタリングに必要な期間を定め（なお、期間については、申立人の実績が計画を上回る場合には短縮も可能とすることなども考慮する）、申立人が相手方に対して、当該モニタリング期間中、申立人の状況等に応じ、年一回程度（状況等によっては複数回）の割合で再建計画の実施状況を報告する、などのモニタリングの内容を記載して下さい。

○ 特定債務者の資料等（別紙書式4）

○ 調停条項案（別紙書式5）

ただし、調停条項案別紙返済計画表（別紙書式6）を含む。

○ 経過報告書（別紙書式7）

※ 事前の金融機関との交渉状況の程度によって、調停期日の進行の見込みが異なることから、調停条項案に対する各金融機関の同意の見込みがあることや協議に係る状況等を明らかにする具体的な交渉経過を記載して下さい。

エ 調停前の措置の申立て

代理人弁護士による事前調整の結果、ほとんどの金融機関が経営改善計画案について同意する見込みがあるにもかかわらず、ごく一部の金融機関のみが手形・小切手の取立て、又は、期限の利益喪失扱いをしようとするなど、債務者の合理的な経営改善計画の成立を阻害し、債務者の再建を著しく困難にするおそれがある場合等の場合には、裁判所による手形・小切手の取立禁止命令、期限の利益喪失扱いの停止命令等の調停前の措置（民事調停法12条）の申立てをなすことも考えられます。

ただし、前述のとおり、本特定調停スキームは、経営改善計画案に対する各金融機関の事前の同意の見込みが前提となりますので、調停前の措置の申

立ては、例外的な場合における活用となるものと想定されます。

また、調停前の措置の申立てを行う場合には、裁判所に事前に連絡をしておくことが望ましいと考えられます。

### (3) 調停手続の進行

本特定調停スキームは、経営改善計画案に対する各金融機関の同意が事前に見込まれていることが前提となっていますので、1～2回の調停期日で終結することを想定しています。

#### ア 第1回調停期日

- ① 調停委員による各金融機関の意向確認
- ② (場合によっては) 調停成立、民事調停法17条決定

#### イ 期日間

- 期日間に調整が必要な場合には、代理人弁護士が各金融機関との間で協議、調整

#### ウ 第2回調停期日

- 調停成立  
債務免除に関する税務上の処理、あるいは、信用保証協会による求償権放棄の処理のため、調停調書と経営改善計画の一体性が確保される必要がありますので、調停調書に経営改善計画を特定してもらうことが必要です。
- 民事調停法17条決定  
決定の理由中で、経営改善計画案の合理性が示される必要ありますので、17条決定中に経営改善計画の特定をしてもらうことが必要です。その旨を調停主任裁判官に伝えておくことが望ましいと考えられます。

## 6 認定支援機関による経営改善支援事業との関係

本特定調停スキームによる中小企業の経営改善計画策定については、認定支援機関による経営改善支援事業の対象となります。

(利用手順)

### (1) 利用申請

- ① 担当弁護士が認定支援機関である場合、メインバンクへの現状と方針説明、再生への協力・リスケジュール(元本弁済の据置き等)の要請により、再生への協力を取り付けたときは、「経営改善計画策定支援について協力することの確認書面」を取得します。

※ 「確認書面」については、金融機関の取引支店の支店長名のものが必要と考えられています。

② 債務者と認定支援機関である弁護士は、連名で、「経営改善支援センター事業利用申請書」を、各都道府県の経営改善支援センター（中小企業再生支援協議会に設置）に提出します。

利用申請書には、メインバンクの「経営改善計画策定支援について協力することの確認書面」を添付します。

※ ②の利用申請書の提出を先行し、申請から1か月以内に「確認書面」を追完することもできます。

## (2) 謝金の支払申請

債務者と認定支援機関である担当弁護士は、計画について金融機関との合意成立後（即ち、調停成立後）、連名で「経営改善支援センター事業費用支払申請書」を経営改善支援センターに提出します。

## (3) モニタリング

認定支援機関である担当弁護士は、経営改善計画の記載に基づき、債務者のモニタリングを実施して、経営改善支援センターに対し報告するとともに、「モニタリング費用支払申請書」を提出します。

なお、モニタリングは、認定支援機関である担当弁護士が自ら実施するものとし、外部委託することはできないものとされています。

※ 認定支援機関による経営改善支援事業の詳細については、中小企業庁のホームページ「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業を経営改善支援センターで開始します」

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/2013/0308KaizenKeikaku.html>

を参照してください。

以上

2014年（平成26年）6月19日 改訂



# 特 定 調 停 申 立 書

平成 年 月 日

簡易裁判所 御中

( 当事者の住所・名称 )

( 代理人の住所・名称 )

( 相手方債権者の住所・名称 )

## 申 立 の 趣 旨

申立人の債務額を確定したうえ、その支払方法の協定を求める。  
本件については、特定調停手続により調停を行うことを求める。

## 紛 争 の 要 点

### 1 申立人の概況

#### (1) 特定債務者に該当すること

申立人は、経営改善計画書案(甲 )の債務者概況表の「財務内容及び問題点」に記載のとおり、平成 年 月 日時点において、 円の実質債務超過に陥っており、特定調停等の調整の促進のための特定調停に関する法律(以下「特定調停法」という)第2条の「金銭債務を負っている者であって」、「債務超過に陥るおそれのある法人」に該当する。

#### (2) 上記原因が生じた理由

経営改善計画書案(甲 )の経営改善計画の概要の「現状と課題・問

題点」において記載された窮境要因のとおりである。

2 債務の種類

借入金債務

3 借入金額等

契約日	借入金額	利息(年%)	損害金(年%)	備考

4 返済状況

期間	返済した金額	残元本	利息・損害金の残額	備考

添付書類

1 訴訟委任状

2 資格証明書

3 経営改善計画書案

申立人 \_\_\_\_\_

## 関係権利者一覧表

※ 該当する□に「レ」を記入すること。

番号	債権者氏名又は名称	債務の内容等 (当初借入日・当初借入金額・現在残高等)			担保権の内容等
	住所	年月日	金額	残高	
1	申立書記載のとおり	・ ・	円	円	<input type="checkbox"/> (根) 抵当権付 <input type="checkbox"/> (連帯) 保証人付 (氏名 )
2		・ ・	円	円	<input type="checkbox"/> (根) 抵当権付 <input type="checkbox"/> (連帯) 保証人付 (氏名 )
3		・ ・	円	円	<input type="checkbox"/> (根) 抵当権付 <input type="checkbox"/> (連帯) 保証人付 (氏名 )
4		・ ・	円	円	<input type="checkbox"/> (根) 抵当権付 <input type="checkbox"/> (連帯) 保証人付 (氏名 )
5		・ ・	円	円	<input type="checkbox"/> (根) 抵当権付 <input type="checkbox"/> (連帯) 保証人付 (氏名 )
6		・ ・	円	円	<input type="checkbox"/> (根) 抵当権付 <input type="checkbox"/> (連帯) 保証人付 (氏名 )
7		・ ・	円	円	<input type="checkbox"/> (根) 抵当権付 <input type="checkbox"/> (連帯) 保証人付 (氏名 )
8		・ ・	円	円	<input type="checkbox"/> (根) 抵当権付 <input type="checkbox"/> (連帯) 保証人付 (氏名 )
9		・ ・	円	円	<input type="checkbox"/> (根) 抵当権付 <input type="checkbox"/> (連帯) 保証人付 (氏名 )
10		・ ・	円	円	<input type="checkbox"/> (根) 抵当権付 <input type="checkbox"/> (連帯) 保証人付 (氏名 )
11		・ ・	円	円	<input type="checkbox"/> (根) 抵当権付 <input type="checkbox"/> (連帯) 保証人付 (氏名 )
12		・ ・	円	円	<input type="checkbox"/> (根) 抵当権付 <input type="checkbox"/> (連帯) 保証人付 (氏名 )

※ 「関係権利者」とは、特定債務者に対して財産上の請求権を有する者及び特定債務者の財産の上に担保権を有する者をいう。(特定調停法2条4項)

関係権利者の一覧表には、関係権利者の氏名又は名称及び住所並びにその有する債権又は担保権の発生原因及び内容を記載しなければならない。(特定調停手続規則2条2項)

# 経営改善計画書

平成 年 月 日

甲乙株式会社

代表取締役 A

# 債務者概況表

対象先・概要	事業者																						
	連絡先			住所	×県×市			業種				年商				百万円				歳			
	(事業内容)			設立年月日	昭和 年 月 日			代表者	改善 太郎			年齢				歳							
	資本金			従業員数 (うちパート人員数)	名 (名)		主要金融機関	A行	B行		C金庫		D信組										
	事業内容・沿革							株主構成		役員構成		名前		役職									
								名前	株数	関係	名前	役職											
								計															
合計																							
財務内容及び問題点	平成23年3月期 単位:千円 主要項目コメント及び問題点								現状と認識課題														
	資産の部				負債の部				[資産査定]														
	決算	修正	実質	決算	修正	実質	支払債務																
							短期借入金																
							その他																
							流動負債計																
							長期借入金																
							その他																
							固定負債計																
							負債合計																
						資本の部	決算	修正											実質				
流動資産計				固定資産計				資本金															
土地				有形固定資産				その他															
建物(附属含む)				無形固定資産				投資有価証券															
その他				投資等				自己資本															
固定資産計				負債・資本合計																			
資産合計																							

  

業績推移等	(単位:千円)					[分析結果]		
	21年3月期(実績)	22年3月期(実績)	23年3月期(実績)	24年3月期(見込)				
	売上高							
	営業利益							
	経常利益							
	当期利益							
	減価償却							
	決算上自己資本							
	修正							
	実質自己資本							
金融機関からの借入金								

  

収益弁済原資		百万円
債務超過解消年数		年
債務償還年数		年

## グループ相関図

- ・ 事業者のグループ相関図(資本関係・取引関係)説明資料

代表者・関係会社等の関係を図を用いて、分かりやすく説明する。(自由書式)

## ビジネスモデル俯瞰図

- ・ 事業者のビジネスモデル説明資料

事業者の売上構成比別の販売先・販売ルート等と構成比別(金額別)の主な経費・仕入先を図を用いて、分かりやすく説明する。(自由書式)

< 清算配当率 >

**貸借対照表(資産の部)**

×××××株式会社

開始決定日： 年 月 日現在

(単位：××円)

資産の部	帳簿残高	清算残高
流動資産		
現金及び預金		
受取手形		
売掛金		
製品及び商品		
短期貸付金		
前払費用		
繰延税金資産		
.....		
その他		
貸倒引当金		
固定資産		
有形固定資産		
建物		
構築物		
機械及び装置		
工具、器具及び備品		
土地		
.....		
無形固定資産		
ソフトウェア		
のれん		
.....		
その他		
投資その他の資産		
関係会社株式		
投資有価証券		
長期貸付金		
長期前払費用		
.....		
その他		
追加項目		
リース資産		
.....		
資産合計		

A

予想清算配当率の計算

A 清算残高 資産合計

控除

B 相殺・別除権債権支払

C 共益・優先債権支払

D=B+C 控除計

E=A-D 差引一般再生債権配当原資

F 一般再生債権額

E÷F 予想清算配当率



## 貸借対照表(負債の部)

××××株式会社

開始決定日: 年 月 日現在

(単位: ××円)

負債の部	帳簿残高	清算残高	内 訳 注3		
		合計(4)=(1)+(2)+(3)	相殺・別除権債権(1)	共益・優先債権(2)	一般再生債権(3)
支払手形					
買掛金					
長短借入金					
未払金					
賞与引当金(未払賞与金)					
社債					
退職給付引当金(未払退職金)					
.....					
その他					
追加項目					
リース債務			注1		
保証債務					
解雇予告手当等清算費用					
概算別除権不足見込額			注2		
.....					
負債合計					

B C F

注1:リース取引については便宜上相殺・別除権欄に計上し、リース資産価値相当額を控除した額を概算別除権不足見込額に含めることとしている。

注2:概算別除権不足見込額欄を利用する場合には、下のBの額(合計額)と上からの合計額との差額が不足見込額となる。その見込額を別除権債権(1)の列でマイナス計上し、同額を右の一般再生債権(3)の列に計上する。

注3:帳簿残高と清算残高を対比することは有用であるから、債権の種類への組み替えを表示している。ただし、別の表で行った結果を記載することも考えられる。

概算別除権不足見込額欄を利用する場合のイメージ表

	帳簿残高	清算残高	相殺・別除権債権	共益・優先債権	一般再生債権
支払手形					
(株)Z商事	270	270	270		
.....	500	500			500
合計	770	770	270		500
買掛金					
(株)Z商事	420	420	420		
.....	100	100			100
合計	520	520	420		100
長短借入金					
Y銀行 - 分	1000	1000	1000		
Y銀行 - 分	3000	3000	3000		
代表者X	200	200			200
合計	4200	4200	4000		200
+ + =	5490	5490	4690		800
別除権合計額			700		
概算別除権不足見込額 - =			-3990		3990
合計額 +					4790

**実態貸借対照表(資産の部)**

××××株式会社  
(単位:××円)

開始決定日: 年 月 日現在

資産の部	修正前帳簿残高	整理・修正		整理・修正後帳簿残高	評定に伴う増減	清算残高	内訳		
		借方	貸方				相殺予定	別除権対象	差引
流動資産									
現金及び預金									
受取手形									
売掛金									
製品及び商品									
短期貸付金									
前払費用									
繰延税金資産									
.....									
その他									
貸倒引当金									
固定資産									
有形固定資産									
建物									
構築物									
機械及び装置									
工具・器具及び備品									
土地									
.....									
無形固定資産									
ソフトウェア									
のれん									
.....									
その他									
投資その他の資産									
関係会社株式									
投資有価証券									
長期貸付金									
長期前払費用									
.....									
その他									
追加項目									
リース資産									
.....									
資産合計									

**実態貸借対照表(負債の部)**

××××株式会社  
(単位:××円)

開始決定日: 年 月 日現在

負債の部	修正前帳簿残高	整理・修正		整理・修正後帳簿残高	評定に伴う増減	清算残高	内 訳			
		借方	貸方				相殺予定	別除権債権	共益・優先債権	一般再生債権
支払手形										
買掛金										
長短借入金										
未払金										
賞与引当金(未払賞与金)										
社債										
退職給付引当金(未払退職金)										
.....										
その他										
追加項目										
リース債務										
保証債務										
解雇予告手当等清算費用										
概算別除権不足見込額										
.....										
負債合計										
<b>純資産の部</b>										
株主資本										
資本金										
資本準備金										
その他資本剰余金										
利益剰余金										
利益準備金										
その他利益剰余金										
**積立金										
繰越利益剰余金										
自己株式										
評価・換算差額等										
その他有価証券評価差額金										
繰延ヘッジ損益										
土地再評価差額金										
新株予約権										
純資産合計										
負債純資産合計										

《 経営改善計画概要 》

現状と課題・問題点	(財務状況(資産・負債の実態・損益動向)、経営が困難になった原因等)
計画の基本方針	経営改善計画の基本方針
計画期間・改善目標等	具体的経営改善策、改善目標、経常損失の黒字化目処、債務超過解消目処、計画期間、 <b>モニタリングの内容</b> 等

# 実施計画

	経営改善計画の具体的な内容	実施時期	実施責任者	計画0年目 年 月期	計画1年目 年 月期	計画2年目 年 月期	計画3年目 年 月期	計画4年目 年 月期	計画5年目 年 月期
1									
2									
3									
4									
5									
6									

## 経営改善計画に関する表明事項

対象会社	経営改善計画に記載している具体的施策を主体的に実行することについて表明すること。
主要債権者	上記施策をすることを前提として相当な金融支援を行うことを表明すること。

# 資金繰り実績・計画表

## 1. x x - 1 (前期実績)

平成 x x 年度	前年 繰越	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
売上高														

借入														
返済														
借入金残高														
現預金残高														

## 2. x x (今期実績・見通し)

平成 x x 年度	前年 繰越	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
売上高														

借入														
返済														
借入金残高														
現預金残高														

資金繰表にて代用可

## 3. x x (来期見通し)

平成 x x 年度	前年 繰越	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計	11月	12月	1月	2月	3月	計
売上高														

借入														
返済														
借入金残高														
現預金残高														

資金繰表にて代用可

# 計数計画

## 計数計画の概要

計数計画	計画0年目 年 月期	計画1年目 年 月期	計画2年目 年 月期	計画3年目 年 月期	計画4年目 年 月期	計画5年目 年 月期
売上高						
営業利益						
経常利益						
当期利益						
減価償却費						
簡易CF(経常利益+減価償却費-法人税等)						
現預金残高						
金融機関債務残高						
資本性借入金						
運転資金相当額						
差引要償還債務残高						
CF倍率						
純資産額(帳簿)						
純資産額(実態:金融支援後)						

## 計数計画

### 損益計画(自由書式)

(単位:千円)	直近期 年 月期	計画0年目 年 月期	計画1年目 年 月期	計画2年目 年 月期	計画3年目 年 月期	計画4年目 年 月期	計画5年目 年 月期



## 計数計画

### 貸借対照表計画(自由書式)

(単位:千円)	直近期 年 月期	計画0年目 年 月期	計画1年目 年 月期	計画2年目 年 月期	計画3年目 年 月期	計画4年目 年 月期	計画5年目 年 月期

## 計数計画

### キャッシュフロー又は資金繰り計画(自由書式)

(単位:千円)	直近期 年 月期	計画0年目 年 月期	計画1年目 年 月期	計画2年目 年 月期	計画3年目 年 月期	計画4年目 年 月期	計画5年目 年 月期

## 計数計画

### 金融機関別弁済計画(自由書式)

(単位:千円)	直近期 年 月期	計画0年目 年 月期	計画1年目 年 月期	計画2年目 年 月期	計画3年目 年 月期	計画4年目 年 月期	計画5年目 年 月期

### 金融支援計画(自由書式)

(単位:千円)

--

# 資産保全状況

## 金融機関別保全状況

年 末現在

債権者間調整のために必要な場合等には適宜作成をする。

(単位:円)

	金融機関名	債権額(A)	保全額(B)	保全内容				信用残 (A)-(B)	担保設定状況
				保全合計	不動産	動産	預金担保		
1									
2									
3									
4									
5									
	合計								

## 特定債務者の資料等（個人事業者・法人用）

### 1 申立人の資産、負債その他財産の状況

申立人の資産、負債、債権者、主要取引先は、経営改善計画書案（甲 ）の債務者概況表に記載のとおり。

### 2 申立人の事業の概要

申立人の事業、事業収支、資金繰りの状況、役員、株主については、経営改善計画書案（甲 ）の債務者概況表記載のとおり。

### 3 関係権利者との交渉の経過

(1) 申立人は、平成 年 月、関係権利者一覧表記載の全金融機関債権者に対し、窮境に陥っているため、今後の再建の方向性を示すと共に、抜本的な経営改善に着手し、実現性ある抜本的な再建計画を策定するための時間的猶予を受けるべく、元本債務の弁済猶予（リスケジュール）を依頼した。

その結果、平成 年 月まで、全金融機関債権者より元本債務の弁済猶予を受けている。

(2) 申立人は、平成 年 月に経営改善計画を作成して全金融機関債権者に提示し、金融機関説明会を開催する等して、理解を得るように努めた。

その後、申立人は、各金融機関債権者からの意見を踏まえて計画を修正し、平成 年 月、最終的に経営改善計画書案（甲 ）を策定し、これに基づいて本申立書添付の調停条項案を作成した。

これらの計画書案及び調停条項案は、申立人から全金融機関債権者に提示済みであり、理解を得られている状況である。

### 4 申立人の希望する調停条項の概要

別紙調停条項案のとおり。

### 5 従業員の過半数で組織する労働組合の名称

上記の労働組合がない場合は使用人その他の従業員の過半数を代表する者の氏名。

住 所 東京都墨田区 1丁目 番 号 株式会社 内  
代表者 - -

調 停 条 項 (相手方●●●分) 案  
(ひな型1・リスケジュール型)

## 1 弁済計画の基本方針

申立人と相手方株式会社●●●(以下「相手方」という。)は、申立人と相手方ほか金融債権者●社(以下「相手方ら」という。)との間における申立人の弁済計画の主な内容は、申立人において経営危機に陥っており、破たんを回避するため、不採算事業を撤退するとともに、採算事業についても必要なリストラ策を講じた上で、合理性が認められる平成●年●月●日付け経営改善計画案【注：又は「別紙経営改善計画案」】のとおり、平成●年以降、毎年●●●円の営業利益を出す計画のもとにおいて、相手方らに対して、●年間にて総額●●●●円を返済するというものであることを確認する。

## 2 債務額の確認

申立人は、相手方に対し、申立人が相手方から本日までに借り受けた金員の残債務【注：又は「負担した求償債務の残債務」】として、金●●●●円(内訳；残元金●●●円、未払利息金●●●円、確定遅延損害金●●●円)及び残元金に対する平成●年●月●日から支払済みまで年●パーセントの割合による金員の支払義務があることを認める。

## 3 弁済方法(リスケジュール)

申立人は、相手方に対し、前項の金員を、別紙返済計画表に記載のとおり分割して、次の口座に振り込む方法により支払う。

●●銀行●●支店の●●名義の(普通, 当座, 通知, 別段, ●●)預金口座(口座番号 ●●●●●●●●)

## 4 期限の利益の喪失

申立人が、前項の分割金の支払を怠り、その額が金●●●●円に達したときは、申立人は当然に期限の利益を失い、申立人は、相手方に対し、第2項の金員から既払金を控除した残金及び同項の残元金の未払額に対する期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みまで年●%の割合による遅延損害金を支払う。

## 5 担保解除

申立人と相手方は、申立人が第3項の弁済を期限の利益を失うことなく履行した場合には、別紙担保目録記載の担保権設定契約を解除し、相手方は、申立人に対し、その抹消登記手続等、同契約の解除を第三者に対抗するのに必要な書類を交付することに合意する。

## 6 清算条項

申立人と相手方は、本件に関し、本調停条項に定めるほか、他に何らの債

権債務のないことを相互に確認する。

7 調停費用

調停費用は、各自の負担とする。

以 上



調 停 条 項 (相手方●●●分) 案  
(ひな型 2・債務免除型)

1 弁済計画の基本方針

申立人と相手方株式会社●●● (以下「相手方●●●」という。) は、申立人と相手方ほか金融債権者●社 (以下「相手方ら」という。) との間における申立人の弁済計画の主な内容は、申立人において経営危機に陥っており、破たんを回避するため、不採算事業を撤退するとともに、採算事業についても必要なリストラ策を講じた上で、合理性が認められる平成●年●月●日付け経営改善計画案【注：又は「別紙経営改善計画案」】のとおり、平成●年以降、毎年●●●円の営業利益を出す計画のもとにおいて、相手方らに対して、●年間に総額●●●円を返済するというものであることを確認する。

2 債務額の確認

申立人は、相手方に対し、申立人が相手方から本日までに借り受けた金員の残債務【注：又は「負担した求償債務の残債務」】として、金●●●●円 (内訳；残元金●●●円、未払利息金●●円、確定遅延損害金●●円) 及び残元金に対する平成●年●月●日から支払済みまで年●パーセントの割合による金員の支払義務があることを認める。

3 弁済方法 (債務免除)

(1) 相手方は、申立人に対し、本日、前項の金員のうち、金●●●●円 (内訳；残元金●●●●円、未払利息金●●●円、確定遅延損害金●●●円) の支払義務を免除する。

(2) 申立人は、相手方に対し、(1)の債務免除後の金員である金●●●●円 (内訳；残元金●●●●円、未払利息金●●●円、確定遅延損害金●●●円) 及び同残元金に対する平成●年●月●日から支払済みまで年●パーセントの割合による利息金を、別紙返済計画表 (相手方●●●分) に記載のとおり分割して、次の相手方の口座に振り込む方法により支払う。

●●銀行●●支店の●●名義の (普通, 当座, 通知, 別段, ●●) 預金口座 (口座番号 ●●●●●●●●)

4 期限の利益の喪失

申立人が、前項(2)の分割金の支払を怠り、その額が金●●●●円に達したときは、申立人は当然に期限の利益を失い、申立人は、相手方に対し、前項(2)の未払残金及び同項(2)の残元金の未払額に対する期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みまで年●%の割合による遅延損害金を支払う。

5 担保解除

申立人と相手方は、申立人が第3項(2)の弁済を期限の利益を失うことなく

履行した場合には、別紙担保目録記載の担保権設定契約を解除し、相手方は、申立人に対し、その抹消登記手続等、同契約の解除を第三者に対抗するために必要な書類を交付することに合意する。

6 清算条項

申立人と相手方は、本件に関し、本調停条項に定めるほか、他に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

7 調停費用

調停費用は、各自の負担とする。

以 上

調 停 条 項 (相手方●●●分) 案  
(ひな型 3・DDS 型)

1 弁済計画の基本方針

申立人と相手方株式会社●●● (以下「相手方●●●」という。) は、申立人と相手方ほか金融債権者●社 (以下「相手方ら」という。) との間における申立人の弁済計画の主な内容は、申立人において経営危機に陥っており、破たんを回避するため、不採算事業を撤退するとともに、採算事業についても必要なリストラ策を講じた上で、合理性が認められる平成●年●月●日付け経営改善計画案【注：又は「別紙経営改善計画案」】のとおり、平成●年以降、毎年●●●円の営業利益を出す計画のもとにおいて、相手方らに対して、●年間にて総額●●●●円を返済するというものであることを確認する。

2 債務額の確認

申立人は、相手方に対し、申立人が相手方から本日までに借り受けた金員の残債務【注：又は「負担した求償債務の残債務」】として、金●●●●円 (内訳；残元金●●●円、未払利息金●●円、確定遅延損害金●●円) 及び残元金に対する平成●年●月●日から支払済みまで年●パーセントの割合による利息の支払義務があることを認める。

3 弁済方法 (DDS)

(1) 申立人は、相手方に対し、前項の金員のうち、金●●●円 (内訳；残元金●●●円、未払利息金●●円、確定遅延損害金●●円) 及び同残元金に対する平成●年●月●日から支払済みまで年●パーセントの割合による金員を別紙返済計画表 (相手方●●●分) に記載のとおり分割して、次の相手方の口座に振り込む方法により支払う。

●●銀行●●支店の●●名義の (普通、当座、通知、別段、●●) 預金口座 (口座番号 ●●●●●●●●)

【注：利息一括支払型】

(2) 申立人は、相手方に対し、前項の金員のうち、(1)の金員を控除した残金●●●円 (内訳；残元金●●●円、未払利息金●●円、確定遅延損害金●●円) 及び同残元金に対する平成●年●月●日から平成●年●月●日まで年●パーセントの割合による利息金●●●円を、平成●年●月●日限り、(1)に記載の口座に振り込む方法により支払う。

【注：利息毎年支払型】

(2) 申立人は、相手方に対し、前項の金員のうち(1)の金員を控除した残金

●●●万円（内訳；残元金●●●円，未払利息金●●円，確定遅延損害金●●円）及び同残元金に対する平成●年●月●日から平成●年●月●日まで年●パーセントの割合による利息金を，次のとおり，(1)記載の口座に振り込む方法により支払う。

ア 平成●年●月●日限り，上記残元金●●●円に対する平成●年●月●日から平成●年●月●日まで年●%の割合による利息金●●●円。

イ 平成●年●月から平成●年●月まで，毎年●月末日限り，上記残元金●●●円に対する●年●月●日から●年●月●日まで年●%の割合による利息金●●●円ずつ。

ウ 平成●年●月●日限り，上記残元金●●●円に対する平成●年●月●日から平成●年●月●日まで年●%の割合による利息金●●●円。

エ 平成●年●月●日限り，上記残金●●●万円（内訳：上記残元金●●●●円，同未払利息金●●円，同確定遅延損害金●●円）。

(3) 申立人と相手方は，(2)の債権について，以下のとおり合意する。

ア 申立人について破産手続が開始した場合，(2)の債権については，申立人の破産手続における配当の順位が，劣後的破産債権に後れる。

イ 申立人について特別清算手続が開始した場合，(2)の債権については，申立人の特別清算手続における弁済の順位が，その他の一切の債権（ただし，劣後債権と同等の条件を付された債権を除く。）に後れる。

ウ 本項は，本日現在において申立人が負担している全ての債務（ただし，劣後債務及び劣後債務と同等の条件を付された債務を除く。）及び本調停条項に基づき申立人が新たに負担する全ての借入金債務にかかる債権を有する者の全ての同意なくして，これらの債権を有する者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならず，そのような変更の合意は効力を生じない。

エ 本項に反してなされた申立人の相手方に対する弁済はいずれも無効とし，当該相手方は，当該弁済金を申立人に返還しなければならない。

#### 4 期限の利益の喪失

申立人が，第3項(1)の分割金の支払を怠り，その額が金●円に達したときは，申立人は当然に期限の利益を失い，申立人は，相手方に対し，同項(1)の未払残金及び同項(1)の残元金の未払額に対する期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みまで年●%の割合による遅延損害金を支払う。

#### 5 担保解除

申立人と相手方は，申立人が第3項(1)の弁済を期限の利益を失うことなく履行した場合には，別紙担保目録記載の担保権設定契約を解除し，相手方は，

申立人に対し、その抹消登記手続等、同契約の解除を第三者に対抗するに必要な書類を交付することに合意する。

6 清算条項

申立人と相手方は、本件に関し、本調停条項に定めるほか、他に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

7 調停費用

調停費用は、各自の負担とする。

以 上

(別紙)

返済計画表(相手方●●●分)

- 1 返済日 毎月●日限り
- 2 返済年月, 返済元本額, 利息額, 残元本額は, 次のとおり

返済年月	返済元本額	利息額	残元本額

## 経過報告書

平成 年 月 日

東京簡易裁判所 御 中

申立人株式会社●●●●

代理人弁護士 ● ● ● ●

(※注：前提条件

金融機関（相手方）はA銀行， B銀行， C信用金庫  
いずれも一部はD信用保証協会の保証付  
A銀行がメインバンク)

本申立前における， 申立人と相手方金融機関との協議の経過については次のとおりですので， ご報告いたします。

- 平成24年 1月10日 申立人と代理人弁護士がA銀行を訪問し， 申立人が事業再生を行うことを説明し， リスケジュール（元本据置）を要請する。
- 平成24年 1月13日 申立人と代理人弁護士がB銀行， C信金を訪問し， 申立人が事業再生を行うことを説明し， リスケジュール（元本据置）を要請する。
- 平成24年 1月20日 申立人と代理人弁護士が第1回金融機関説明会を開催し， 経営改善を進めることを説明し， リスケジュールへの協力を求める。 A銀行， B銀行， C信金， D信用保証協会が出席する。
- 平成24年 1月27日 A銀行， B銀行， C信用金庫が， 平成24年6月までのリスケジュールを承諾する。
- 平成24年 5月25日 申立人と代理人弁護士が第2回金融機関説明会を開催し， 経営改善計画の策定まで時間を要することを説明し， 再度のリスケジュールへの協力を求める。 A銀行， B銀行， C信金， D信用保証協会

が出席する。

平成24年 6月15日 A銀行、B銀行、C信用金庫が、平成24年12月までのリスケジュールを承諾する。

平成24年 9月10日 申立人と代理人弁護士が第3回金融機関説明会を開催し、事前に開示していた経営改善計画案・調停条項案（債務の一部を免除）について説明し、金融機関の同意を求める。A銀行、B銀行、C信金、D信用保証協会が出席する。

平成24年10月29日 申立人と代理人弁護士が、金融機関からの意向を受けて免除額等を修正した経営改善計画案・調停条項案をA銀行、B銀行、C信金、D信用保証協会宛に提出する。

平成24年11月 9日 B銀行●●支店の担当者から代理人弁護士宛に次の回答がある。担当者としては、申立人が特定調停の申立をした場合、修正された経営改善計画案・調停条項案に承諾することに異存はないが、本店審査部より、調停の場で調停委員の考えを念のため確認しておきたいとの方針が示された。

平成24年11月12日 C信金●●支店の担当者から代理人弁護士宛に、B銀行と同旨の回答がある。

平成24年11月15日 A銀行●●支店の担当者から代理人弁護士宛に、B銀行と同旨の回答がある。

平成24年11月16日 D信用保証協会の担当者から代理人弁護士宛に、修正された経営改善計画案・調停条項案を基本的に承諾する意向であるが、調停の場で調停委員の考えを念のため確認しておきたいとの方針が示された。

平成24年12月21日 D信用保証協会が代位弁済

平成24年11月19日 A銀行、B銀行、C信金、D信用保証協会を相手方として特定調停の申立て

以上